

随 意 契 約 理 由 書

- 1 契約の名称 令和8年度後期高齢者医療資格確認書等作成管理業務委託契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 北海道国民健康保険団体連合会
札幌市中央区南2条西14丁目
- 4 見積金額 34,030,194円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約期間 令和8年3月30日(月) ~ 令和8年7月31日(金)
(履行期間) (令和8年4月1日(水) ~ 令和8年7月31日(金))
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

本業務は、全被保険者の資格確認書及び資格情報のお知らせ(以下「資格確認書等」という。)の年次更新に関する作成管理業務である。

令和8年度については、マイナンバーカードの保険証利用登録状況により資格確認書または資格情報のお知らせのどちらを交付するか判断する必要がある。また、年次更新において直近の負担割合等の資格情報を反映した上で、道内179市町村別に分類し納品しなければならない。加えて、被保険者への発送遅延等の不備が発生した場合、適切な資格情報で医療機関を受診できなくなる恐れがあるため、資格情報データの提供から印刷・発送までの期間が約2週間程度と短期間であるが、遅延なく業務を実施しなければならない。

さらに、資格確認書等は大量の印刷物でありながら多くの個人情報を含むため、より正確な処理を行えることや、個人情報の取り扱いにあたってセキュリティ面における知識と高い安全性が保障されている必要がある。

北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)は、後期高齢者医療制度の給付等関連業務委託において資格業務書類の審査等を行っている。また、後期高齢者医療保険制度発足当初の平成19年より従前の被保険者証の年次更新に関する業務を受託しており、令和7年度資格確認書年次更新時においても限られた日程の中で一切の遅延等の不備がなく業務を完遂していることから、国保連は個人情報等の取り扱いについても実績があり、後期高齢者医療制度や年次更新業務についても十分な知見を有しているといえる。

以上のことから、本業務を滞りなく行うことが出来る業者は国保連以外にはないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして随意契約とする。